

毎年、種子更新していますか？

近江米など主要農作物の品位を高める上で、種子更新は極めて大切な要因となっています。

種子の自家採取を継続的に行っていると、自然交配や突然変異により、**味や品質、収穫量や病気に対する抵抗性が低下**する場合があります。

また、滋賀県及び高島市において、地域の**生産数量目標を決める重要な要件**の一つが、種子更新率です。耕作面積における種子更新率の維持・向上は耕作者の義務とも言えます。

JAなどを通じて出荷・販売されるものは、毎年必ず種子更新(またはJA育苗センターの苗を利用)しましょう。信頼される近江米づくりに向けて、生産者一人ひとりのご理解をおねがいします。

品質ごとの種子更新について (○=100%必須 ×=不問)

	カントリー	個袋
JA米	○	○
安心米	○	○
一般米		×
加工用米	○	×
備蓄米	○	×
飼料用米	×	

※上記品質に係わらず、環境こだわり申請圃場は100%種子更新必須です。

◎**JA出荷契約数と種子購入量を比較**しますので、JA購入種子はJAで数量把握していますが、JA以外で購入された種子や苗があれば、**購入伝票を保管**していただき、栽培日誌に伝票写しを添付して収穫前にご提出をお願いします。

(出荷米要件確認のほか、行政へ報告する種子更新率算出に使用します。)

◎種子更新が出来ていない場合、個袋は一般米になり、カントリーは利用出来ません。環境こだわり申請圃場の場合はこだわり認証が取り消されます。

◎種子袋の保証票は1年間保存しましょう。

